

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、東急アルス本郷マンション建替組合の定款及び事業計画の変更認可について公告したので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号）第五十条第三項の規定により、次のように掲示する。

令和八年九月四日

文京区長 成澤 廣修



公告の内容

文京区告示 第百八十六号

マンション再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、東急アルス本郷マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により次のように公告する。

令和八年九月四日

文京区長 成澤 廣修

一 組合の名称 東急アルス本郷マンション再生組合

二 再生前マンションの名称 東急アルス本郷マンション

三 再生前マンションの敷地の区域 文京区本郷一丁目二十八番二十九号

四 再生後マンションの敷地の区域 文京区本郷一丁目二十八番二十九号

五 事業施行期間 令和四年三月八日から令和九年三月三十一日まで

六 事務所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目一番二十号 虎ノ門実業会館七階株式会社都市設計連合内

七 設立認可の年月日 令和四年三月八日

八 主な変更内容 (一) 組合の名称を「東急アルス本郷マンション再生組合」に変更する

(二) 事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する

九 定款及び事業計画の変更の認可年月日 令和八年九月一日